

熊取町議会委員会会議録

[令和 7 年 9 月 定例会]

議会運営委員会

総務文教常任委員会

事業厚生常任委員会

熊取町議会

目 次

[議会運営委員会（8月28日）]

令和7年9月熊取町議会定例会の運営について	1
その他	4

[議会運営委員会（9月11日）]

令和7年9月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて	7
その他	9

[総務文教常任委員会]

議案第42号 育児休業条例等の一部を改正する条例	12
質 疑	12
採 決	13
議案第45号 工事請負変更契約の締結について（準用河川見出川左岸河川法面修繕工事（R6 -1））	13
質 疑	13
採 決	14
議案第46号 工事請負契約の締結について（熊取町立北小学校屋内運動場空調設備整備工事）	14
質 疑	14
採 決	15
議案第47号 工事請負契約の締結について（熊取町立西小学校屋内運動場空調設備整備工事）	15
質 疑	15
採 決	16
議案第48号 G I G Aスクール構想に係る学習者用端末の購入について	16
質 疑	16
採 決	17
議案第50号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第3号）	17
質 疑	18
採 決	23

[事業厚生常任委員会]

議案第43号 廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例	26
質 疑	26
採 決	30
議案第44号 総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例	30
質 疑	30
採 決	31
議案第51号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	31
質 疑	31
採 決	31
議案第52号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	32
質 疑	32

採 決	32
議案第53号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）	32
質 疑	32
採 決	32

議 会 運 営 委 員 会

議会運営委員会

月　　日 令和7年8月28日（木曜）招集

場　　所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	大林 隆昭	副委員長	江川 慶子
委員	多和本 英一	委員	石井 一彰	
委員	二見 裕子	委員	河合 弘樹	
議長	文野 慎治			

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原 敏司	副町長	南 和仁
	総合政策部長	田中 耕二	総務部長	永橋 広幸
事務局	議会事務局長	木村 直義	書記	阪上 高寛

付議審査事件

- 1) 令和7年9月熊取町議会定例会の運営について
 - 2) その他
-

委員長（大林隆昭君）皆さん、おはようございます。

本日は、令和7年9月熊取町議会定例会の運営についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めております。

ただいまの出席委員は6名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（大林隆昭君）発言される方は、挙手の上、指名された後に起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言いただきますようお願いいたします。

初めに、本定例会に提案されます議案について説明を求めます。永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）令和7年9月議会定例会にご提案させていただきます案件につきまして説明いたします。順序につきましては、議会の進行に基づき説明いたします。

4ページ下段をご覧ください。

まず、行政報告事項についてでございます。件数は全部で5件ございます。

1件目の令和6年度熊取町財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度熊取町財政健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

2件目の令和6年度熊取町下水道事業会計資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度熊取町下水道事業会計資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

3件目の第131回大阪府原子炉問題審議会の概要につきましては、令和7年8月5日に開催された当審議会の概要について報告するものでございます。

4件目の熊取町教育委員会活動の点検及び評価の結果報告につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び第2項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について報告するものでございます。

5件目の損害賠償に関する専決処分報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において町長の専決処分対象として指定している事項のうち、損害賠償に関する専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告案件についてご説明いたします。

4ページ上段をご覧ください。案件は1件です。

令和7年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年7月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。内容につきましては、物価高騰対応重点支援給付金、定額減税補足給付金に係る経費でございます。

次に、予定議案についてでございます。

2ページをご覧ください。件数は全部で21件でございます。

1件目の公平委員会委員の選任同意につきましては、公平委員会委員の坂和宏展氏の任期が令和7年9月26日付で満了いたしますので、同氏の再任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

2件目の固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、固定資産評価審査委員会委員の阪上真知氏の任期が令和7年9月26日付で満了いたしますので、同氏の再任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

3件目の教育委員会委員の任命同意につきましては、教育委員会委員の土屋裕睦氏の任期が令和7年9月30日付で満了いたしますので、同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

4件目の育児休業条例等の一部を改正する条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、育児休業条例等を改正する必要が生じたため、条例案を提出するものです。

5件目の廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例につきましては、住民ニーズに対応した新たな指定袋の種類を追加するため、並びに、将来も安定したごみ処理を継続するためには、さらなるごみの減量化・資源化を促進する必要があり、ごみの排出抑制意識が向上するよう、また、受益者負担の適正化を図ることができるよう、ごみ処理手数料を見直すため、条例案を提出するものです。

6件目の総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例につきましては、総合保健福祉センターの開館時間を見直すため、条例案を提出するものです。

7件目の工事請負変更契約の締結につきましては、準用河川見出川左岸河川法面修繕工事（R6-1）について、工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

8件目、9件目の工事請負契約の締結につきましては、工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。1つ目の工事は熊取町立北小学校屋内運動場空調設備整備工事、2つ目の工事は熊取町立西小学校屋内運動場空調設備整備工事の工事請負契約の締結でございます。

10件目のGIGAスクール構想に係る学習者用端末の購入につきましては、GIGAスクール構想に係る学習者用端末を購入するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

11件目の令和6年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、この議案は、決算書案を確定するために、委員会付託を省略し、本会議でご審議いただきたく、お願ひするものでございます。

12件目の令和7年度熊取町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に

歳入歳出それぞれ 1 億 403 万 8,000 円を追加するものでございます。主な補正内容は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、ごみ処理手数料の見直し及びサイズの追加導入に伴う経費、役場本庁 1 階執務室の再編及びふれあいセンター事務室配置の変更に伴う経費などの補正でございます。

また、債務負担行為では、ICT 支援業務委託、ふるさと応援寄附支援業務委託、標準化システム移行に係る OA 機器等の賃貸及び保守委託の補正でございます。

13 件目の令和 7 年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 267 万 7,000 円を追加するものでございます。主な補正内容は、令和 6 年度特定健診等負担金等の確定に伴う剩余金還付などの補正でございます。

14 件目の令和 7 年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 525 万 7,000 円を追加するものでございます。主な補正内容は、令和 6 年度保険料収納額決算余剰金を広域連合負担金に返還するための補正などでございます。

15 件目の令和 7 年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,047 万 3,000 円を追加するものでございます。主な補正内容は、令和 6 年度介護給付費等の確定による基金積立金及び地域支援事業交付金に伴う補正などでございます。

3 ページをご覧ください。

16 件目の令和 6 年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定から令和 6 年度熊取町下水道事業会計決算認定までの決算認定 6 件につきましては、既に決算書及び附属資料を配付させていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で、令和 7 年 9 月議会定例会にご提案させていただきます案件についての説明を終わらせていただきます。

委員長（大林隆昭君） ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

次に、本定例会の会期について、議題といたします。

9 月定例会の会期については、日程表（案）のとおり、9 月 3 日から 9 月 26 日までの 24 日間といたします。

本会議の開催については、9 月 3 日、4 日、5 日、9 日及び 26 日の 5 日間といたします。

常任委員会については、事業厚生常任委員会を 9 月 11 日に、総務文教常任委員会を 9 月 12 日にそれぞれ開催いたします。

特別委員会については、設置いたします決算審査特別委員会を 9 月 16 日、17 日、19 日及び 22 日に開催いたします。

また、第 2 回目の議会運営委員会を 9 月 11 日に、議員全員協議会を 9 月 12 日に開催いたします。

以上とおり、令和 7 年 9 月熊取町議会定例会の会期及び会議日程を決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、会期及び会議日程については、そのようにさせていただきます。

次に、一般質問、会派代表質問の順番につきましては、質問項目一覧のとおりでありますが、一般質問につきましては、8 月 20 日の正午に通告を締め切った後、会派代表質問については、8 月 26 日に全ての通告が出された後、議長によるくじ引で決定いたしました。

次に、議事の運営であります。日程第 4 議案第 38 号 令和 7 年度熊取町一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分報告についての件、日程第 5 議案第 39 号 公平委員会委員の選任同意についての件、日程第 6 議案第 40 号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件、日程第 7 議案第 41 号 教育委員会委員の任命同意についての件、日程第 15 議案第 49 号 令和 6 年度熊取町下水道事業会計未処分利益剩余金の処分についての件、以上 5 件は委員会付託を省略し、本会

議で審議していただきます。

次に、日程第8 議案第42号 育児休業条例等の一部を改正する条例の件、日程第11 議案第45号 工事請負変更契約の締結について（準用河川見出川左岸河川法面修繕工事（R 6－1））の件、日程第12 議案第46号 工事請負契約の締結について（熊取町立北小学校屋内運動場空調設備整備工事）の件、日程第13 議案第47号 工事請負契約の締結について（熊取町立西小学校屋内運動場空調設備整備工事）の件、日程第14 議案第48号 G I G Aスクール構想に係る学習者用端末の購入についての件及び日程第16 議案第50号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第3号）の件、以上の6件は、総務文教常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第9 議案第43号 廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例の件、日程第10 議案第44号 総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の件、日程第17 議案第51号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件、日程第18 議案第52号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件及び日程第19 議案第53号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件、以上の5件は、事業厚生常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第20 議案第54号 令和6年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第21 議案第55号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第22 議案第56号 令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第23 議案第57号 令和6年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第24 議案第58号 令和6年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び日程第25 議案第59号 令和6年度熊取町下水道事業会計決算認定についての件、以上6件については、決算審査特別委員会を設置した上で、特別委員会に付託し、審議をしていただきます。

以上のとおり、令和7年9月熊取町議会定例会の運営を行うことについてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、令和7年9月熊取町議会定例会の運営については、以上のとおり決定いたします。

ここで、理事者の皆様にはご退席をお願いいたします。お疲れさまでした。

（理事者退席）

委員長（大林隆昭君） 次に、意見書の取扱いについてでございますが、意見書・要望書等一覧をご覧ください。

意見書につきまして、2件提出されております。

江川議員から、OTC類似薬保険適用外しに反対する意見書（案）、将来にわたり安全安心な医療の提供を求める意見書（案）の2件でございます。

これらの意見書について、各会派に持ち帰り、審議をしていただき、次回9月11日の議会運営委員会で意見を提出していただきます。

ほか、要望書等についての紹介は省略いたします。

以上で令和7年9月熊取町議会定例会の運営に関する事項を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かござりますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（「10時18分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

大林隆昭

議会運営委員会

月　　日 令和7年9月11日（木曜）招集

場　　所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	大林 隆昭	副委員長	江川 慶子
委員	多和本 英一	委員	石井 一彰	
委員	二見 裕子	委員	河合 弘樹	
議長	文野 慎治			

欠席委員 なし

事務局	議会事務局長	木村 直義	書記	阪上 高寛
-----	--------	-------	----	-------

付議審査事件

- 1) 令和7年9月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて
 - 2) その他
-

委員長（大林隆昭君）皆さん、こんにちは。

本日は、令和7年9月熊取町議会定例会における追加議案についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、今回は理事者提出議案がございませんので、理事者の出席は求めておりません。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

委員長（大林隆昭君）なお、発言される方は、挙手の上、指名された後に起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

それでは、まず、先日持ち帰っていただきました意見書2件についてご意見をいただきます。お手元に配付しております意見書一覧の順に審議いたします。

まず、1件目のOTC類似薬保険適用外しに反対する意見書（案）について、補足説明はありますか。江川副委員長。

委員（江川慶子君）ありがとうございます。

このOTC類似薬保険適用外しに反対する意見書については、大変難しい意見書を提出しているかなと思っております。4月に社会保障改革として自民、公明、維新が協議しておりまして、その中で日本維新の会からOTC類似薬の保険外しを要求したと5月の末に報道されております。この意見書としては、全会一致制ですので、意見書としての提案は大変難しいと思いますが、これまでと同様に住民が安心して医療が受けられるよう、治療のための薬に対して保険適用を求めるものであります。ご審議のほうよろしくお願ひしたいと思います。

委員長（大林隆昭君）次に、ご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。石井委員。

委員（石井一彰君）それでは、大阪維新の会熊取議員団を代表しまして、OTC類似薬保険適用外しに反対する意見書（案）に反対の立場で意見を述べさせていただきます。

本意見書は、OTC類似薬の保険適用除外に反対し、現行どおり保険適用で継続するよう国に求めるものです。しかし、以下の理由から賛同することはできません。

まず、第1に、医療費の増大は、我が国の財政を圧迫する最大の要因の一つであり、社会保障制度を持続可能なものとするためには、国民の自助努力を促す観点から、OTC類似薬を対象にした適用除外の検討は避けて通れません。医療費抑制は喫緊の課題であり、国民皆保険制度を守るため

にも一定の見直しは必要です。

第2に、OTC類似薬は市販薬として容易に購入可能であり、軽度の症状にまで公費を投入し続けることは、限られた財源の効率的な活用という観点から適切ではありません。重症患者や高額医療が必要な分野にこそ資源を重点配分すべきです。

第3に、患者の経済的負担増大が懸念されるとの指摘は理解いたしますが、その際には、高額療養制度や難病医療費助成制度など既存の公的支援の在り方を見直すことで対応可能です。医療費全体の無制限な拡大を強要することは、将来世代に過大な負担を残すことにつながります。

以下の理由から、大阪維新の会熊取議員団としましては、OTC類似薬の保険適用外しに反対する本意見書（案）には賛同できません。国には、限られた財源を適切に配分し、持続可能な医療制度の確立を優先的に進めるよう求めるべきと考えます。

以上です。

委員長（大林隆昭君）ほかにありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）このOTC類似薬保険適用外しについての意見として述べさせていただきます。

OTC類似薬とOTC医薬品は、有効成分が同じで、薬品によっては1日最大利用量も同程度です。ほぼ同様の効能、副作用が期待できるのにもかかわらず、一方には医療保険が適用され、もう一方は保険適用外で全額自費負担になる状況は、問題とされています。

OTC類似薬の保険給付の在り方の見直しは、持続可能な社会保障制度とするため、現役世代の保険料負担を含む国民負担の軽減、高齢者や難病疾患、慢性疾患の患者、医療費が軽減されている子どもなどへの配慮や個別品目に関する対応について、適正使用の取組の検討などは、今後、議論されていくと思います。この意見書で言われていることは、まだ決まっていることではありませんので、今後の議論となることなので、この意見書については賛同をできかねます。

以上です。

委員長（大林隆昭君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）ご意見ありがとうございます。

無制限な薬の適用ということは、お医者さんが判断することなので、そこはどうなのかなというふうに今お話を聞いていて思ったんですが、この適用外しがされると、受診抑制がね、病院に行かなくなる、自分でお店で薬を買うという、自己判断で市販薬を服用して薬剤の適正使用が難しくなると懸念されており、そこから重篤化や合併症を起こすなど、かえって医療費が高額になると。これもこの文書のことに書いてある分なので、そのとおりなんですけれども、治療を必要とする人が、ちゃんと治療が受けられるように、適正使用のようなものを、二見委員からそのようなご意見も出ましたので、次の意見書の中で、それが生かされたようなものが出てくることを期待しております。

委員長（大林隆昭君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本意見書（案）について、意見等をまとめます。

意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、2件目の将来にわたり安全安心な医療の提供を求める意見書（案）について、補足説明はありますか。江川副委員長。

委員（江川慶子君）よろしくお願ひします。

議会から提出するこの意見書は、地方自治法第99条に基づき、地方公共団体の公益に関するについて、議会が国会や関係行政庁に対し、その意思を表明するために提出するものであります。住民の代表である議会の総意として、意見書は、法的拘束力はありませんが、国の政策などに影響を与えることをとても目的として頑張っているわけですが、通すことをね。所属政党でのご意向等いろいろありますでしょうが、住民として、身近に医療機関があるということは、とても大切なことだと思います。将来にわたり安全安心な医療の提供を求める意見書、診療報酬等の在り方などの要望ですので、ぜひ通していただきたいなと思っております。

委員長（大林隆昭君）次に、ご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。石井委員。

委員（石井一彰君）それでは、大阪維新の会熊取議員団を代表して、また、所属政党云々関係なしに個人の意見としましても、将来にわたり安全安心な医療の提供を求める意見書（案）に反対の立場で意見を述べさせていただきます。

本意見書は、医療機関の厳しい経営状況を背景に診療報酬の引上げや国による補助制度の創設を強く求めるものです。しかしながら、以下の理由から賛同することはできません。

第1に、医療の持続可能性を守るために、単純に診療報酬の引上げや補助金の投入を繰り返すのではなく、地域医療の需給バランスを踏まえた医療提供体制の再編や効率化が不可欠です。人口減少社会において、病床数の適正化やICT、DXの導入による医療の効率化こそが本筋であり、診療報酬の増額だけでは問題の先送りにすぎません。

第2に、補助制度の拡大は国民負担の増加につながります。限られた財源の中で、教育、子育て支援や防災、福祉など、ほかの重要施策とのバランスを考える必要があり、特定の業界の経営支援を優先することには慎重であるべきだと考えます。

第3に、赤字経営の病院が一定割合存在することは事実ですが、その背景には経営努力不足や医療需要に合わない診療体制も含まれており、一律に国の支援を強めることで、かえって構造改革を遅らせる危険があります。

以上の理由から、将来にわたり安全安心な医療を実現するためには、まずは地域医療構想に基づく病床機能の分化・連携、働き方改革の推進、デジタル技術の活用などによる抜本的な改善を優先すべきであり、今回の意見書には賛成できかねます。

以上です。

委員長（大林隆昭君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本意見書（案）について、意見等をまとめます。

意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてでございますが、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和7年9月定例会閉会から令和7年12月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、追加議案として議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出をいたします。

以上で、令和7年9月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについての件を終了いたします。

ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「13時41分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

大林隆昭

總務文教常任委員會

総務文教常任委員会

月　　日 令和7年9月12日（金曜）招集

場　　所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	二見 裕子	副委員長	多和本 英一
	委員長	長田 健太郎	委員長	大林 隆昭
	委員長	江川 慶子	委員長	河合 弘樹
	議長	文野 慎治		

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原 敏司	副町長	南和仁
	教育長	吉田 茂昭	総合政策部長	田中耕二
	総合政策部統括理事	明松 大介	総合政策部統括理事	松浪敬一
	総務部長	永橋 広幸	総務部理事	井口雅和
	住民部長	山本 浩義	健康福祉部長	石川節子
	健康福祉部理事	橘 和彦	健康福祉部理事	阪上正順
	都市整備部長	白川 文昭	都市整備部理事	坂本佳弘
	都市整備部理事	庭瀬 義浩	教育次長	巖根晃哉
	教育委員会事務局理事	河井 淳	教育委員会事務局理事	三原順
	企画財政経営課長	近藤 政則	企画財政経営課参考事	竹田陽介
	自治・防災課長	庄司 洋平	情報政策課長	浦添全弘
	総務課長	道端 秀明	人事課長	大神輝光
	環境課長	岩本 妃美子	健康・いきいき	桑原良治
	介護保険課長	松藤 茂孝	高齢課長	甲田陽子
	保育課長	黒川 潔	障がい福祉課長	大雄英行
	まちづくり計画課長	都志伸仁	保険年金課長	西村幸洋
	学校教育課長	岡本 栄治	下水道河川課河川農水室長	上垣圭市
	学校教育課参考事	樹屋 知佳	学校教育課参考事	大屋真志
	生涯学習推進課参考事	義本 翼	生涯学習推進課長	
事務局	議会事務局長	木村 直義	書記	阪上高寛

付託審査事件

- 議案第42号 育児休業条例等の一部を改正する条例
- 議案第45号 工事請負変更契約の締結について（準用河川見出川左岸河川法面修繕工事（R6-1））
- 議案第46号 工事請負契約の締結について（熊取町立北小学校屋内運動場空調設備整備工事）
- 議案第47号 工事請負契約の締結について（熊取町立西小学校屋内運動場空調設備整備工事）
- 議案第48号 G I G Aスクール構想に係る学習者用端末の購入について
- 議案第50号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第3号）

委員長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、併せて議事が円滑に運びますようご協力をお願ひいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めております。

ただいまの出席委員は6名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（二見裕子君）発言される方は、挙手の上、指名された後に起立し、マイクの赤いランプが点滅した後に発言していただきますようお願ひいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席いただいて結構ですので、申し添えます。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る9月4日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案6件の審査を行います。議案については、提案理由並びに内容の説明は、既に本会議の中で行われておりますので、省略をいたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長（藤原敏司君）補足説明ございませんので、よろしくお願ひいたします。

委員長（二見裕子君）補足説明なしと認めます。

委員長（二見裕子君）初めに、議案第42号 育児休業条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）おはようございます。よろしくお願ひします。

この育児休業条例等の一部を改正する条例については、本会議でも一定説明があったんですが、ざっくりどのように変わらるのか、もう一度、分かりやすく教えていただけますでしょうか。

委員長（二見裕子君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）今回の条例改正ですが、まず仕事と育児の両立支援を強化するための部分休業の取得方法の拡充と併せて職員が安心して育児に取り組める環境を目的としております。

まず、主な内容としましては、部分休業の今ある制度の拡充、併せて対象者の年齢の拡充、併せて職員への周知制度の拡充、主にこの3点となっております。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）ありがとうございます。

この2ページのところに部分休業をすることのできない職員という分があるんですが、これはどのような状況であるのか教えていただけますか。

委員長（二見裕子君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）こちらの部分休業できない職員の規定ですが、できない規定の逆説規定と書かせてもらっております。部分休業ができる職員としましては、まず正規職員ができます。あわせて、再任用職員もできます。あと、会計年度任用職員のところは分かれておりまして、会計年度任用職員も取得できるんですが、一定の勤務時間等を考慮して、勤務日数が少ない職員につきましてはできませんという要件となっております。よろしいですか。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）勤務日数やら時間が短い方は対象にならないというふうに判断してよろしいんです

か。

委員長（二見裕子君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）会計年度任用職員につきましては、そのとおりでございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）ありがとうございます。

あと、現在、該当する職員数、もし分かりましたら教えていただけますか。

委員長（二見裕子君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）該当する職員数ですが、全ての職員から申出があったわけではないので、そこ
は把握できていないんですけども、一応、部分休業の申出があった職員数でいくと10名あります。

ただ、実際の総数としては把握できておりません。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。

これからできる条例ですので、今、該当される方は10名ということ。申請すれば10名が該当にな
るということですね。あと、女性と男性の割合とかもあるんでしょうか。その辺も教えてください。

委員長（二見裕子君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）男性も女性も取得できますが、今、申出があるのは女性職員からだけです。

以上です。

委員長（二見裕子君）よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第42号 育児休業条例等の一部を改正する条例の件を採決
いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（二見裕子君）次に、議案第45号 工事請負変更契約の締結について（準用河川見出川左岸河川
法面修繕工事（R 6-1））の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）よろしくお願ひします。

今回、工事請負変更契約の件で、減額ということは珍しいなというふうに感じています。727万
円、減額補正なんですけれども、2ページを見ますと、どこが減額なのかなというところを見ると、
下の断面図のところで、一番上部の1本、鉄筋挿入工が1本、これがなくなるのかなと。上部まで
あつた部分を途中からにするという、この工法に切り替えたというのは何か理由があるんでしょうか。

委員長（二見裕子君）西村下水道河川課河川農水室長。

下水道河川課河川農水室長（西村幸洋君）本工事につきましては、昨年6月の豪雨により崩れた河川法
面、こちらを安定化対策するという内容で、崩落した法面全体にモルタル吹付法枠工と鉄筋挿入工
を施工することで法面に隣接する土地所有者と協議が調っておりましたが、現場着手したところ、
隣接土地所有者より法面上部までの施工ではなく法肩部直近は安定勾配での法面整形にしてほしい
との要望がありましたので、施工法面の最上段部となる法肩部のモルタル吹付法枠工と鉄筋挿入工
の施工を取りやめ、安定勾配での法面整形に変更を行ったものでございます。また、この変更に伴

い法面全体の鉄筋挿入延長を延ばしております。これにより法面全体の安定化は確保できてございます。

先ほど、委員に見ていただいた2ページ目の断面図のところでございますが、こちらは崩れた法面を真正面から見ると、ちょうど逆三角形のような形をしてございます。その一番辺長の長い部分の1段目部分を削除することにより、かなりの施工面積というのが減額になったものでございます。

それと、鉄筋挿入するピッチでございますが、この四角い枠の1メーターピッチでそれぞれ施工しておりますので、その挿入延長と本数というのも減額になってございますので、今回の700万円近い減額となっているものでございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）土地をお持ちの方がそうしていただければということで、当初の計画よりも変更があったという部分は理解しました。そのほうがいいというのが、ちょっとよく分からんやけれども、持ち主さんのご意見だということなんですね。それで、強度的にはそれで変わらないんでしょうか。

委員長（二見裕子君）西村下水道河川課河川農水室長。

下水道河川課河川農水室長（西村幸洋君）先ほど申しましたとおり、法面全体に鉄筋を地中深くまで挿入しています。上段部をなくしたことによって挿入延長を延ばしております。より深く地中に挿すということを法面全体にしましたので、結果的に全面的に法面の安定化が図れたということでございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第45号 工事請負変更契約の締結について（準用河川見出川左岸河川法面修繕工事（R 6-1））の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（二見裕子君）次に、議案第46号 工事請負契約の締結について（熊取町立北小学校屋内運動場空調設備整備工事）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）失礼いたします。

この学校の屋内運動場空調設備工事、これで今回通れば、全校設置されるということで、防災の避難所としても大変助かる事業だと思っております。皆さん期待して待っているところです。ありがとうございます。

そこで、北小学校のところでお伺いしたいんですが、3ページのほうの断面図を見ますと、下の段、1階部分と2階部分の間に室内機、送風機、防球ガードということで設置する予定になっております。先日、中央小学校の体育館も開票の立会いをしたときにちょっと見せていただいたんですが、2階の上部のほうにあったということで、大体室内機というのは上について下へ冷やして冷気を持ってくるというのが本来の姿だと理解しているんですが、この北小学校について、なぜ1階につけたのか。これで体育館全体を冷やすことができるのか、その辺ちょっとご説明をお願

いしたいなと思います。

委員長（二見裕子君）都志まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（都志伸仁君）空調の室内機の設置場所についてなんですかけれども、基本的にはコストの面からギャラリーに設置するところが一番安価なんですかけれども、ギャラリーのスペースを鑑みまして、今回、北小学校ですね。こちらにおいては、ギャラリーに設置すると通路が狭くなってしまいますので、次の優先として、そのギャラリーの床の下、1階部分の天井に設置すると。

それで十分効くのかというところですかけれども、送風機を設置していますので、その送風機を設置することで効率よく空調が機能するというところです。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）コストのことが大きかったのかなというふうに感じるんですが、私の子どもも北小を卒業しておりますので、状況がよく分かるんです。卒業式のときとか入学式のときも、カーテンが揺れるような、2階の部分がね。多分あれは壁自身が窓ではなくてブラインドみたいな、空調、風が通るような形の形状をしているのではないかなど。そこまで改裝して、またギャラリーのスペースを広げてというところまでの経費がなかったので、1階の上につけたという判断をしたのかなと理解しているんですけれども。そこは、コストの問題だけなんでしょうか。

何か送風機で上へ風を回すんですか。ちょっといろいろ皆さんからも、ほかの方にもお話を聞いたら、上に大きな扇風機をつけて下へ回すような、そういう空調も必要なんと違うやろかとかいうアイデアも出ていたんですが、体育館ですから、羽根が上につくのがどうなのかということも、危険性を伴うのかもしれません、本当にこれ、1階で避難者が、もしそこで寝ているときに冷え過ぎて、でも上は暑くてみたいな、空気が循環するようなことが可能なんでしょうか。

委員長（二見裕子君）都志まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（都志伸仁君）設置場所とか送風機の機能については、設計の段階で十分検討しておりますので、十分機能します。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）都志課長、機能しますと言ってくださったんで、信用したいなと思います。とにかく今は空調がつくことが大事なので、これでぜひうまくいくようにと思います。もし万が一、それがうまくいかない場合は、次の対策をまたそのときにはしていただくようにお願いしたいなと思います。そのときは、状況を見て学校のほうと相談していただいて、していただければと思います。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第46号 工事請負契約の締結について（熊取町立北小学校屋内運動場空調設備整備工事）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（二見裕子君）次に、議案第47号 工事請負契約の締結について（熊取町立西小学校屋内運動場空調設備整備工事）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第47号 工事請負契約の締結について（熊取町立西小学校屋内運動場空調設備整備工事）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（二見裕子君）次に、議案第48号 G I G Aスクール構想に係る学習者用端末の購入についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）G I G Aスクール構想に係る学習者用端末の購入についてということで、2億637万9,250円と、すごい高額な費用になっているんですが、現在使っている端末はどのようになるんでしょうか。

委員長（二見裕子君）上垣学校教育課参事。

学校教育課参事（上垣圭市君）現在使っている端末につきましては、納入時に随時引き取って無償で処分していただく予定となっております。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）現在使っているものもリースではないということなんですね、そしたら。リースではなくて、購入していると。購入した分を使って、それを今度無償で処分してもらうようになると。そういうことなんですね。それは、どこかで活用するとか、そういう方法というのを検討されたんでしょうか。

委員長（二見裕子君）上垣学校教育課参事。

学校教育課参事（上垣圭市君）基本的には、前回購入から、もう耐用年数が過ぎるということでの買換えになりますので、予備機として少し余っている分につきましては置いておくんですが、既に使ってきたものは期限が切れているものということで、データ消去含めて廃棄する予定としております。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）5年ぐらいでしたかしら、今使っているのが。5年ごとに廃棄というのは、とてももったいない話だなと思うんですが、その辺のことは、きっと当局のほうも検討されてのことだと思います。その辺の経過、もし語れるところがあったら教えていただけますか。

委員長（二見裕子君）上垣学校教育課参事。

学校教育課参事（上垣圭市君）5年の更新期間というのは、国のほうからおおむね示されているところで、これを6年目を使っていったりした場合に、故障機なんかがどんどん増えてくるということで、この機会に標準的な使用期間の中での買換えを行うものとなっております。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。

5年というのは国の方針であるということで、これについて、国からの補助というか、財源ですね、どのぐらいあるんでしょうか。

委員長（二見裕子君）上垣学校教育課参事。

学校教育課参事（上垣圭市君）国からの補助につきましては、1台当たり5万5,000円を上限として、その3分の2が国庫補助となっております。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。

5万5,000円の補助が上限で、3分の2が補助、3分の1が熊取町から出すと。だから、この2億637万円のうちの3分の2は国から補助が出るということですね。ありがとうございます。

それから、この端末ですが、利用度というのは、導入からもう5年たって、どのように変わっていますか。

また、もう一つ、不登校の方の対応とかにも利用されているのか、その辺教えていただけますか。

委員長（二見裕子君）桝屋学校教育課参事。

学校教育課参事（桝屋知佳君）利活用のほうは、少しずつではありますが、活用の度合は上がっているかなというふうには感じておるところです。うちの熊取町の教育方針の中では、日常的に効果的に使うことを明記しておるところなんですけれども、活用率は、全国に比べると低さはありますので、課題であるとは感じておりますが、少しずつ現場では利用が進んでいるのかなというふうに捉えております。

また、不登校の子どもたちにつきましては、必要に応じて利用しているという状況にあります。
以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）この端末は学校にずっと置いているという状況なんですよね。状況が変わっていたら、また教えてほしいんですけど。あと、不登校の方も学校に置いている形であれば、ちょっと利用しにくいのかなと思うので、その辺は何か今変わっておりますか。

委員長（二見裕子君）桝屋学校教育課参事。

学校教育課参事（桝屋知佳君）そのあたりは、学校の現状でありますと、子どもたちの発達段階に応じた対応とさせていただいておりますので、一律学校のほうで保管しているという状況にはないというのが現状です。必要に応じて、持ち帰りを学習したりとか、不登校の子どもさんでありますと、おうちでも使えるというような状況を取っております。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。

じゃ、そのように個別に子どもたちの状況に合わせて対応しているということで理解いたしました。
ありがとうございます。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第48号 G I G Aスクール構想に係る学習者用端末の購入についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、説明員を交代するため、ただいまからしばらくの間、休憩いたします。

（「10時24分」から「10時26分」まで休憩）

委員長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第50号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

質疑につきましては、説明員の出席の都合上、総務文教常任委員会所管分と事業厚生常任委員会所管分とに分けて質疑を行います。

まずは、本議案のうち、総務文教常任委員会の所管の総合政策部、総務部、教育委員会事務局分に関する質疑を行います。質疑はありませんか。長田委員。

委員（長田健太郎君）今回、ふるさと納税の推進ということで、中間管理事業者への業務委託ということが補正に上がっていますけれども、ちょっと調べましたら、この中間管理事業者というのが物すごくたくさんあるんです。今では、この中間管理事業者を紹介するコンサル業務までやっている事業者もあるということで、たくさんあるということは、それぞれ企業努力ということで、特色があると思うんですけれども、今回、プロポーザルということで、提案型ですので、本町から仕様書として、こういうことに重きを置いた内容でということが、方向性があると思うんですが、その重きを置く部分、本町がですね、そういう部分がもしあれば教えていただきたいんすけれども。

委員長（二見裕子君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）大きく2つございます。

まずは、やはり地域の実情、地域の特徴を捉えた返礼品の開発。ここにはこだわってまいりたいと考えております。

もう一点に関しましては、ポータルサイトにおける写真ですか紹介文、こういったものができるだけ可能な限り寄附者に対して訴求力のあるもの。こういったものをしっかりと提案いただける事業者を契約の相手方としていきたいと考えております。

以上です。

委員長（二見裕子君）長田委員。

委員（長田健太郎君）一般質問でもありましたけれども、こういう事業に関しましては、単年ではちょっと成果が見えにくいので、複数年契約というお話がありましたけれども、他自治体の仕様書なんかを見ましたら、その契約期間のところで、契約期間の業務履行状況を見てから随意契約の可能性ありというところが結構見受けられたんですが、本町では、やはり、これから可決した場合ですけれども、複数年契約ということでお考えでしょうか。

委員長（二見裕子君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）まずは、初動ということもございますので、複数年契約を考えております。先ほど事例としてご紹介いただいた自治体というのは、恐らく何度か更新をされているような自治体に多い事例かと考えております。

以上です。

委員長（二見裕子君）長田委員。

委員（長田健太郎君）そんな中で、当初の目標1億5,000万円。今回の補正でも上がっているのが、その成果報酬ということで、手数料という考え方でよろしいですよね。

委員長（二見裕子君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）ご指摘のとおり、寄附額に応じた成功報酬型の委託料でございます。

委員長（二見裕子君）長田委員。

委員（長田健太郎君）この手数料に関しましても、中間業者というのはいろいろありますて、本町では大体乗じた額が5から7%の成果報酬ということですが、よそでは4%、3%というところがありますけれども、この手数料の金額は妥当な金額になってますでしょうか。

委員長（二見裕子君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）ご指摘のとおり、やはり手数料というのは、ばらつきがございます。これは、取りも直さず寄附実績、多ければ多いほど手数料が下がっていくというような状況を確認しております。本町の場合、現状、令和6年度で約4,500万円という寄附額でございますので、そこは、この額を上げながら、手数料についても、委託料についても交渉をしていくという手法になってこようかと考えております。

以上です。

委員長（二見裕子君）長田委員。

委員（長田健太郎君）ありがとうございます。

この手数料の金額が上がれば、当然、寄附額が上がっているという認識ですので、私たちも本当に注目している事業ですので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑ありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）8ページ、9ページのところの国庫支出金で、地方創生臨時交付金が国庫支出金のほうから入ってきまして、この金額を3つの事業に使われるということで、子どもたちに重点的に使われることになっていますね。保育所の副食費やとか、小中学校の値上げ分だとか、幼稚園分とか。そういうことで行革でも一定方針が出てきていて、そこに充てられたと思われるんですが、この判断ですね、国から出てきた臨時に来た部分で、ここに充てようと決められた経過ですね、ちょっと分かれば教えてください。

委員長（二見裕子君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）江川委員ご指摘いただいたとおり、行財政構造改革の中でも、やはり子育て、教育、こちらにつきましては、熊取町として、その魅力を高めるために頑張っていきたいということがございました。そんな中で、小中学校の給食費と併せて、やはり就学前のところも手当が必要ということで、今回このような財源の活用をしたところでございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）ありがとうございます。この時期なんですよね。時期がちょっと聞きたかったので、どの辺の時期で判断されたのかなというのをお聞きしたいんです。

委員長（二見裕子君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）今交付金、追加交付が国から提示があったのが5月末でございます。

そのときに6月議会でも関連のご質問をいただいております。そういった状況をご意見も踏まながら7月末、8月上旬にかけまして9月補正の予算編成、これと併せて判断をしたというところでございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。

私としては、全世帯向けに水道料金の値下げだとか、お米券やとか、岬町とかもやっていますので、何かそういった物価高騰対策で充てられないかなとかいう提案もしたんですけども、この時点では、そういう行革の部分にのっとって、臨時で入ってくる部分を子どもに充てたということで理解します。

それと、続けてよろしいですか。

委員長（二見裕子君）はい。

委員（江川慶子君）その下の繰入金です。財政調整であるということなんですが、財政調整基金の減額分、くまどりふるさと応援基金繰入金の減額分、この点について、もう少し教えていただけますか。

委員長（二見裕子君）竹田企画財政経営課参事。

企画財政経営課参事（竹田陽介君）今回の繰入金の減額2つですが、まず9ページのところの一番上をご覧いただいたら、今回、普通交付税のほうで1億7,800万円の追加交付がございましたので、これが増額になっております。これを含めて9月補正の歳入差引きの全体としては1億6,800万円の一般財源が圧縮されたような形になってございます。その圧縮分を今回はふるさと応援基金1億円、財政調整基金6,800万円を減額したという形でございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）ということは、地方交付税のほうが今回ちょっと補正で追加で上がってきたということで、その圧縮という言葉がちょっとよく分からなかったんですけれど、地方交付税のほうが増えた分から調整して繰入金が減ったというふうに理解してよろしいですか。

委員長（二見裕子君）竹田企画財政経営課参事。

企画財政経営課参事（竹田陽介君）委員今おっしゃっていただいたような形で、財源調整というふうにご理解いただければ大丈夫です。

委員長（二見裕子君）よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）すみません、何度も。

13ページのところ、朝代の地区公民館の補修120万円。これは一般財源のみなんですが、どういった改修なのか教えていただけますか。

委員長（二見裕子君）道端総務課長。

総務課長（道端秀明君）こちらの120万円の部分につきましては、朝代区の公民館の改修ということで、2つ内容がございます。

1つが、エアコンが1台あるんですが、そちらの部分が今ちょっと暖房分が壊れているということで、エアコンを1台やり替えるという、その部分と、もう一つは、あの公民館が今トイレのほうがくみ取りになっているということで、今回この機に浄化槽のほうを設置をするという、その2つの内容を合わせまして、その部分を一定120万円補助として出させていただくという、そういう内容になってございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。

まだ下水は来ていないということなんですね、浄化槽ということで。

これは、補助事業ということなので、全額出ているわけではなくて、区のほうからも費用が出ているということでしょうか。

委員長（二見裕子君）道端総務課長。

総務課長（道端秀明君）こちらは補助が2分の1で上限が120万円でございまして、現在お聞きしております朝代区からの分につきましては、事業費が373万1,145円ということでお聞きしてございますので、2分の1足しますと120万円に達するので、120万円が上限になると。残りの部分は朝代区さんのほうの負担という形になります。

以上です。

委員長（二見裕子君）よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）何度も失礼いたします。

その下の電子計算機のところです。一般財源が6,830万9,000円減額ということで、その他で財源が、特定財源の活用が入っているんですが、この財源の内訳が変わった理由は何なんでしょうか。教えていただけますか。

委員長（二見裕子君）浦添情報政策課長。

情報政策課長（浦添全弘君）その他に上がっております7,131万2,000円、こちらについては、自治体情報システム標準化に関しまして、デジタル基盤改革支援補助金のほうが増額になっておりまして、この増額分のところが事業としてその他のほうに計上されているということになります。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。

補助金があるということで、一般財源のほうで支出することがなくなったということで。

はい、分かりました。ありがとうございます。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。江川委員。

委員（江川慶子君）15ページの泉州南消防組合運営事業なんですけれども、内容としては人事院勧告と車両購入に伴うということの説明が附属資料のほうにございましたが、この車両というのは、どのような車両で、どこへ配置されるのか。その辺、分かりましたら教えていただけますか。

委員長（二見裕子君）庄司自治・防災課長。

自治・防災課長（庄司洋平君）こちらの消防ポンプ車になるんですが、阪南署のほうに配備されるものになっております。

以上です。

（「どのようなものか」の声あり）

自治・防災課長（庄司洋平君）どのようなものと申し上げますと、いわゆる消防ポンプ車ということで火災が起こりましたらよく見る消防自動車ですね。そういうようなタイプのものになっております。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。

古くなったので、入れ替えたという形で理解したらよろしいですか。

はい、ありがとうございます。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑ありませんか。ないですか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で総務文教常任委員会所管の総合政策部、総務部、教育委員会事務局分に関する質疑を終了いたします。

ここで、説明員を交代するため、ただいまからしばらくの間、休憩いたします。

（「10時42分」から「10時44分」まで休憩）

委員長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、本議案のうち、事業厚生常任委員会所管の住民部、健康福祉部、都市整備部分に関する質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）よろしくお願ひします。

12、13ページの民生費のところで、老人福祉費の中の扶助費です。高齢者福祉事業の中に扶助費として老人施設入所措置費という金額が337万3,000円ございます。ちょっと分からないので、まずは内容の説明をお願いします。

委員長（二見裕子君）桑原健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（桑原良治君）こちらにつきましては、養護老人ホームへの入所措置の費用となります。

養護老人ホームといいますのは、老人福祉法に基づきまして、原則として65歳以上で環境上の理由や経済的な理由により自宅での生活が困難になった高齢者を入所させまして、食事サービス、機能訓練、その他日常生活に必要な便宜を提供することにより養護を行う施設ということで、老人福祉法に規定がございます。基本的には、食事であるとか、着替え、入浴等の身の回りのことは自分でできる方が対象となっており、自立した日常生活を送りまして社会復帰できるように支援する施設でございます。

今回、入所措置の分については、市町村が行うということになってございます。お二人の方から申出がございまして、それぞれこの7月と8月に老人福祉法の第11条に基づく入所措置のほうを行ってございます。それで、今回、お二方、視覚障がいをお持ちの方ということで、視覚障がい者の受入れのほうを行っている盲の養護老人ホームに入所措置のほうを行いましたので、その入所措置に係る費用としまして10月以降の6か月分、337万3,000円を予算計上させていただいているものでございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）ありがとうございます。そのように、その人の状況を見て対応していただいているということは、よく分かりました。

それで、ちょっと財源のことをお聞きしたいんですけども、一般財源が197万5,000円、特定財源が139万8,000円ということなんですが、これはどのようにになっているのか教えてください。

委員長（二見裕子君）桑原健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（桑原良治君）こちらの一般財源としまして、まず今回の措置に際しまして、ご本人の負担というものが発生してございます。具体的には老人福祉法の徴収規則というものがございまして、そちらで本人負担分と、それから扶養義務者から徴収する費用の額について、規定がございます。一般財源につきましては、この徴収規則に基づいて、今回に関してはご本人から徴収させていただくというふうになってございます。

（「特定財源がここに」の声あり）

健康・いきいき高齢課長（桑原良治君）はい。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）一般財源と特定財源とあるんですけども、ご本人の負担の分と、扶養というか、介護されているご家族の方からもらった分とがあるということで、そこで一般財源と特定と分かれているということなんでしょうか。ちょっと理解ができなかったんで、お願ひします。

委員長（二見裕子君）桑原健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（桑原良治君）今回につきましては、ご本人様から徴収させていただく費用のみとなってございます。扶養義務者の方につきましては、1人はそもそも扶養義務者が存在しないということで、費用のほうは徴収しません。もう一方につきましては、扶養義務者は存在するんですけども、収入のほうが非課税ということになってございますので、徴収規則では非課税の方についてはゼロ円となってございますので、結果的には徴収しないということになってございます。

こちらにつきましては、交付税措置がございますので、その他については交付税措置という形です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）はい、分かりました。

特定財源で、その他で入っている分は、そういう交付税の関係の分で財源が来ているということでおろしいですか。それで、一般財源のほうは、単なる使用料は一旦一般財源のほうに入っているということですね。はい。

委員長（二見裕子君）よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）14、15の衛生費の清掃費のところです。今回、清掃総務費、塵芥処理費ということで、一般質問でも先日行われた事業厚生常任委員会でもご質問しましたが、この需用費、清掃事業一般事務経費並びにごみ収集事業、これは、ごみ袋の製造に関わる補正予算だということなんですが、私どもはごみ袋の種類を増やすことには反対はしていませんが、ごみ処理手数料の関係で、住民に1リットル1円、おおよそ現在の倍の値段への値上げがセットされるというのに関わる補正予算になりますよね、この部分は。ですので、ちょっとといかがなものかなと思っていますので、この部分ではちょっと賛成しがたいなと思っているところです。

ちょっと意見になってしまいましたが、以上です。

委員長（二見裕子君）桑原健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（桑原良治君）すみません、先ほどの江川委員のほうからの財源の内訳に関しまして、ちょっと間違った内容で説明させていただきましたので、修正のほうをさせていただきます。

まず、その他特定財源ということで139万8,000円、こちらのほうにつきましては、ご本人様から

徴収する費用を充当するということになってございます。不足する分197万5,000円が町の一般財源から支出するということになります。

すみません、おわびして訂正させていただきます。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

ここで、議事の都合により、一時、議事の進行を副委員長にお願いします。

副委員長（多和本英一君）委員長から指名がありましたので、一時、副委員長の私が議事を進行いたします。二見委員長。

委員（二見裕子君）すみません。13ページの民間保育所等助成事業のところですが、補正予算の説明のほうにも食料品等の物価高騰に対する民間保育所等への補助というところで載せていただいておりますが、これはいつから実施するのか等、教えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

副委員長（多和本英一君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）こちらは、予算上の名称は保育事業補助金という中に入っています。物価高騰対策のための民間保育所等副食費補助金でございますが、この9月議会でご議決のほうをいただきましたら10月1日より対象期間として設定させていただきたいと考えております。

以上です。

副委員長（多和本英一君）二見委員長。

委員（二見裕子君）10月1日から3月末までということですか。

副委員長（多和本英一君）黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）そのとおりでございます。

副委員長（多和本英一君）二見委員長。

委員（二見裕子君）分かりました。

私たちも交付金につきましては要望させていただいて、このような形で国の支援を使っていただいて補助をしていただくというのは、本当に感謝申し上げます。また、国からの臨時の交付金がありましたら、しっかりと住民さんに還元していただけるような形で施策を組んでいただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

副委員長（多和本英一君）それでは、以後の議事の進行は委員長にお願いいたします。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第50号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に賛成の方は起立を願います。

（起立 4名）

起立多数であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（二見裕子君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで総務文教常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「10時57分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

二見裕子

事 業 厚 生 常 任 委 員 会

事業厚生常任委員会

月　　日 令和7年9月11日（木曜）招集

場　　所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	田中圭介	副委員長	渡辺豊子
	委員	文野慎治	委員	石井一彰
	委員	坂上昌史	委員	坂上巳生男
欠席委員	なし			
説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	教育長	吉田茂昭	総合政策部長	田中耕二
	総務部長	永橋広幸	住民部長	山本浩義
	健康福祉部長	石川節子	健康福祉部理事	橘和彦
	企画財政経営課長	近藤政則	企画財政経営課参事	竹田陽介
	人事課長	大神輝光	環境課長	岩本妃美子
	健康・いきいき高齢課長	桑原良治	介護保険課長	松藤茂孝
	保険年金課長	大雄英行		
事務局	議会事務局長	木村直義	書記	阪上高寛

付議審査事件

- 議案第43号 廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例
- 議案第44号 総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例
- 議案第51号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第52号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第53号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）

委員長（田中圭介君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議いただき、併せて議事が円滑に運びますようご協力をお願ひいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めております。

ただいまの出席委員は6名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚生常任委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（田中圭介君）発言される方は、挙手の上、指名された後に起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願ひいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席していただいて結構ですので、申し添えます。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る9月4日の本会議にて本委員会に付託を受けました議案5件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われていますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長（藤原敏司君）補足説明ございませんので、よろしくお願ひいたします。

委員長（田中圭介君）補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長（田中圭介君）初めに、議案第43号 廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今回の廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例、中身は指定ごみ袋の料金の値上げということなんですが、本会議でも提案理由の説明はありましたが、もう少し、より詳細に提案理由についてご説明願えますか。

委員長（田中圭介君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）今回、手数料の見直しになった背景、趣旨でございますが、まずは平成21年4月に家庭系の可燃ごみの有料化を実施しまして、それ以降、住民の皆さんのご協力の下、ごみの減量化が図れてきているような状況でございます。しかしながら、ごみの処理経費は、少しずつですが、増加してきておりまして、将来も安定したごみ処理を継続するには、さらなるごみの減量化、資源化が重要となっているところでございます。

それで、ごみを減らすということを、ごみを排出する方々に少しでも意識をこれまで以上に持つていただけるように、まずは処理手数料について見直すこととしまして、増加傾向にあるごみ処理経費の削減につなげたいと考えております。

それと併せまして、本町の財政状況の硬直化に対応するために、第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の中でも、受益者負担の適正化ということで、ごみ処理手数料だけでなく様々な手数料の見直しを行っているところでありますので、まずは、町財政の立て直しという意味でも、ごみの処理手数料もその一つとなりますので、値上げといいますか、見直しのほうをしたいと思ってございます。

それから、高齢者の方や単身世帯が増加しているということで、家庭から出るごみの量に応じたサイズが選択できますようにサイズも増やしつつ、金額のほうの見直しもその量に応じて負担していただくということで図っていきたいと思ってございます。

それから、少し関連してといいますか、小さいサイズも今回導入させていただきますので、ごみの減量化とともに、ごみの焼却による温室効果ガスの削減にもつなげていけたらなと思いますので、何分ごみを減らすという意識も醸成していくけるということもございまして、今回の見直しに至ったということでございます。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）ただいまのご説明では、ごみ処理経費の増加ということが一つ背景にあって、一方で、ごみの排出抑制というものをさらに進めていきたいと。また、別の理由としては、行革の観点から受益者負担の適正化を図ると。そういうことが背景にあるようなんですかでも、今回、条例改正に合わせて、ごみ袋の小袋を、新たに10リットル袋を設け、そしてまた30リットル袋も設けて、単身者の方への配慮、そしてまた、仮に45リットル袋が値上げとなった場合でも、ごみを減らす努力をすれば30リットル袋で収まるんではないかというふうな、一定の配慮はされているかとは思うんですが。先ほどの冒頭の説明でも、平成21年に廃棄物減量化の検討をして、指定袋を導入したのが、その平成21年からでしたかね。だとすれば、それ以降、随分と年数がたっているんですが、この間、一度も指定袋の料金改定はしていないんですが、これだけ長きにわたって料金改定をせずに、なぜ今になったのかという、そういう気がするんですが、それはどうなんですか。

委員長（田中圭介君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）これまで廃棄物処理の基本計画の見直しの際に、その都度、ごみの量です

とか、あと、ごみの手数料の関係とともに、議論の一つには入ってきたかとは思いますが、できるだけ住民の負担を変えることなく、町のほうで何とかいろんな施策をする中で減量化が図れれば、経費のほうも抑えられるようにしていきたいなというところで進めてきたところではございますが、やはり処理経費のほうが、ごみは減っているけれども処理経費がどんどん上がってきてているということと、あと、町財政の硬直化で、ちょうど「アクションプログラム」で、改めて町財政の立て直しをしたいというタイミングがあったということもございまして、いま一度、手数料を見直して、住民には負担をやっていただくことにはなりますが、何とかこれでごみの減量化を図れたらなというのが一つ。

それから、近い将来ですが、広域化もございますので、そのときには、どちらにしてもごみの手数料を見直しするタイミングにはなるかということで考えていたところですが、今回は、少し財政状況のこともありますて、少し早めにはなりますが、将来的にも安定してごみを処理していくようになりますので、今このタイミングで見直しをさせていただけたらというふうに考えております。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）いろいろとご説明いただいた理由は、分かる部分もあるんですが、あまりにもタイミングが悪いといいますか、今、いろんな物価が高騰している中で、結局、ざっくりと言って指定袋の料金が2倍に値上げされるという形ですよね。45リットル袋に至っては2倍以上になってしまふというふうな状況の下で、行革の観点からすれば必要なことなのかも分かりませんけれども、住民サイドからすれば非常に負担が大きいと言わざるを得ないと思います。

江川議員の議会での一般質問の中にもあったかと思いますが、今回のごみ袋料金の値上げに当たって、無料配布する範囲については、たしか今までどおりの基準でしたよね。新たに無料配布する基準をちょっと拡大したりとか、そういうことはないですよね。ちょっと確認させてください。

委員長（田中圭介君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）おむつをご利用いただいている世帯への無料配布ということかと思いますけれども、そちらにつきましては、今、現行の形のまま継続させていただくというところで、改めて、財政状況もございますので、ちょっと拡大は今のタイミングでは考えてございません。

委員長（田中圭介君）ほかにございませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）すみません、今回の条例改正につきまして、提案理由の中にありますように、ちょっと確認も含めて質問させていただきたいんですけれども、住民ニーズに対応したということで、10リッターとか30リッターの種類を増やしたという点につきましては、評価できるかなというふうには思っております。住民は、やっぱり高齢の中で、ごみを出すときに少しでも少なく、ごみの量に合った袋があったら助かるという声もありましたので、その分、袋の種類が増えたということは評価できるかなと思うんです。

それと、このタイミングに合わせて、ごみ袋の料金が上がるという点につきましては、ちょっと今も処理経費が上がったからというご説明がありました、ごみは今の段階でも減ってきてているかと思うんです。この間、議員全員協議会のときの説明の中では、1人当たりのごみの排出量は令和6年度実績377.4グラムとなっていて、減ってきてていると思うんです。ちょっと確認いたしましたら、昨年3月に策定した第3期の廃棄物減量推進計画を見ましたら、その計画の目標では、令和4年度比20%削減で、1人1日382.7グラム、家庭系ごみ発生量につきましては、となっているんで、目標は達成しているかと思うんですが、その辺のまづちょっと1点目確認をさせてください。

委員長（田中圭介君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）こちらの数値目標につきましては、可燃ごみのみでなく、集団回収や資源ごみを除いた値とはなっておりますが、粗大ごみとかの部分も含めた数字になってございますので、議員全員協議会資料のところの同じ表の一番右端に令和6年度の目標値ということで書かせていただいているんですが、これは可燃ごみの目標値ということで、1人当たり355.9グラムということになってございますので、まだ少し上回っているような形でございますので、この目標に向けて減

量をしていきたいというふうに考えてございます。

委員長（田中圭介君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。それは、資源ごみを除いた分で目標というところに、この分は入っているということなんですね。この目標の中には、382.7グラムというのは。

委員長（田中圭介君） 岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君） その382.7グラムの中に、こちらの先ほど申し上げました可燃ごみとしては355.9グラムを目標値としてございますので、少しまだ377.4でしたら上回っておりますので、もう少し減量化していきたいというふうに思っております。

委員長（田中圭介君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。もう少しそしたら減量するというところで、袋を小袋化、小分けする分で、ちょっと減量を推進できるかというふうに検討されたというところで理解させていただきます。

それと、第3期計画の中に、それと併せて指定袋サイズについての見直しを検討するということがその計画の中にあるんですが、もう一つ、可燃ごみ排出量が増加した場合及び新ごみ処理施設稼働時には手数料について見直しを適宜検討するということが書いておりまして、その辺の文言がちょっと違うのではないかというふうに。稼働時は、まだ令和14年ですよね。というところで、この文、可燃ごみ排出量が増加した場合ということですけれども、今は減量していっていますので、この分についてもちょっと違うかなというふうに思うわけなんです。

今言われましたように、ごみの排出量ではなくて、それを処理する経費。それが増えてきているというところで、今回、手数料の見直しということになったかと思うんですが、ごみは減っているけれど処理経費は増えているんですよという、そういったところをやっぱり住民に誤解を招かないように説明はしていっていただきたいなというふうに思います。

当初、平成21年のごみ袋が有料化になったときに、ちょっと記憶しているのには、そのとき近隣ではもう既にリッター1円という感じで、泉佐野市とかはそういう価格でやっていたんですが、熊取町はそうじゃないんだと。処理経費はその袋の中には入っていないんやと。作成費だけ、袋の作成費を負担していただくために、20リッター10円、45リッター20円という形で有料制を導入するんだというふうに説明をいただいたかと思うんですが、その辺は。そうですよね。確認させてください。

委員長（田中圭介君） 岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君） 当時、手数料のほうを決めたときは、おっしゃっているように、ごみ袋作成経費に必要な分だけという形にはさせていただいたんですが、処理経費等も上がってきございましたので、この手数料だけでは、ごみ処理全般に関わっての経費を賄うことは到底難しいような状態になってございますので、今回の見直しによりまして、できるだけ財政が安定するような形に持つていけたらなというふうに考えてございます。

あと、この計画の中で書いている記載のところなんですが、この計画のほうを審議、検討してつぶっている段階で、それ以降、ちょっと急激に財政状況の立て直しをもう一度見直そうという話もぐっと進んだ形ですので、当時ここに書き切れなかった部分につきましては、今後、啓発の中でも、しっかりと住民に啓発していきたいなと思ってございます。

以上です。

委員長（田中圭介君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） その辺、やっぱり住民に理解して協力してもらわないといけないので、今まで袋の作成費だけやったけれども、処理経費がやっぱりこれだけかかっている。そういうところで、この提案理由の中には受益者負担の適正化というふうに書いてありますが、この一言では分かりにくいので、処理経費がこれだけ上がっているんですよと。議員全員協議会のときに頂いた資料で、平成21年度から令和6年度の実績で処理経費を見たときに、1トン当たり2万円上がっているとい

う。量は減ってきてているんです。その当時、1人当たり431.9グラムやつて、今、377.4グラムで、ごみは減っているけれど、処理経費は増えているんだという、その辺のところを住民には分かっていただくように、今回は、ごみ袋の作成に当たって、作成費だけでなくて処理経費も含まれているというところは説明していただいたほうがいいのかなというふうに思います。そして、受益者負担という観点から、ご協力願いたいというところをお願いしていただけたらというふうに思います。

住民とすれば、議員全員協議会の資料の中ありましたように、今まで20リッターで入れていた分を10リッターの半分の袋にすれば、結局、負担、差額はゼロになるという、その辺のところも説明をつけてもいいのかなというふうには思いますので、皆さんのがみの削減に努力していただいた分、自分自身の負担も減るし、財政においても処理経費が減るんですよと。町財政が助かるんですというようなことを説明していただけたらなというふうに思います。私たちも説明していかないといけないと思いますので、そういう説明でいいですよね。

委員長（田中圭介君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）今、渡辺委員がおっしゃっていただいたように、住民のご協力なしでは進められませんので、住民により分かりやすい啓発方法なり説明をしていきたいなと思いますので、どうもありがとうございます。

委員長（田中圭介君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）それと、あと、もう一点なんですが、追加の分、シールをつけるというところで、新しい差額シールつけてというところになるんですけども、今度の指定袋は、また色を変えてというところかと思うんですが、指定袋に差額シールを貼って出すというところなんんですけども、この切替えというのが、やっぱりなかなか、議員全員協議会のときでも意見を言わせてもらいましたが、令和8年7月から新しい袋に変わっての収集開始というところなんですが、それまでの間に、こういうふうに袋が変わってという情報提供というか、周知徹底というのは、あらゆるところでやっていたらという説明はあったんですが、その辺のところをしっかりと住民の皆さんに徹底されるように説明をしていただけたらと思います。

今からでも、今の袋を販売するときに、来年からは袋が変わりますといったお知らせ文をつけて販売することによって、余分にたくさん買い込まないかなというふうに思いますので、その辺のところをお願いしたいのと、もう一点は、袋の、差額シールはそれであれなんですが、交換ということは考えられるんでしょうか。今の20リッターの袋は10円ですよね。それを、新しい10リッターの袋は10円で売るわけですよね、物々交換とか、そういうこともあり得るんでしょうか。

委員長（田中圭介君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）まず、差額シールの販売のことなんですけれども、新しい袋と同時にシールも販売させていただくことにはなるんですが、今ちょっと考えておりますのは、お店の協力が必要になるんですが、販売場所のごみ袋を置いている辺りに、差額シールは使えますよということと、いつまでというところも含めて、あとは新しい袋にスムーズに移行していくたらしいと思っておりますので、基本は新しい袋ができるだけ早く使うように移行していただくのが一番で、また、ご家庭に残っている分を使い切っていただけるように、差額シールは使えますよということで周知していきたいなと思うので、一番、ごみ袋を売っているところに貼っていただければ、買うときに見れるので、そういうふうな方法はできないかということは、ちょっとお店のほうとご相談しながらしていきたいなというのと、ポスターとか掲示させていただくので、それもより分かりやすくというふうには考えてございます。

ごみ袋の交換なんですけれども、まずは取扱店での交換はもちろん難しいと思いますので、役場の窓口ですることも、かなり来られると、金額も違うものと交換しないといけないとか、差額をどうするのかとか、そういう袋のこともございますし、できれば、一旦お買い求めいただいたごみ袋は使い切っていただけると一番よくて、交換して戻ってくると、その戻ってきたごみ袋を保管する場所とかの問題もまた出てきまして、それを今預けております保管庫の倉庫のところに入れ

ていただくと、それだけまた保管料が上がってしまうというようなこともございますので、速やかに、お買い求めいただいた分は使い切っていただいて、新しい袋に移行していけるというのが一番いいかなと考えております。

以上です。

委員長（田中圭介君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。交換は無理というところですね。

移行期間が令和9年5月31日までということで、約1年間というところになっているんですが、その後は、もう差額シールはないというところで、まだ1年、2年先になるんであれなんですが、そのときに臨機応変な対応というか、まだ余ってるねんという方がいらっしゃった場合の対応については、また検討もしていただけるんでしょうか。

委員長（田中圭介君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）その要望がまたあるようでしたら、こちらのほうでも検討しないといけないかなとは思ってございます。

ただ、1年弱の期間を設けさせていただいておりますので、計画的に、その期間までに使い切る分を買っていただくようにということで、周知もずっと続けてやっていけたらと思いますので、極力お手元に残らない形でお買い求めいただけるように、こちらのほうからPRさせていただけたらというふうに思ってございます。

委員長（田中圭介君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第43号 廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に賛成の方は起立願います。

（起立 4名）

起立多数であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（田中圭介君）次に、議案第44号 総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。石井委員。

委員（石井一彰君）これ、説明いただいた際に、午後6時から10時に関しては使用者が少ないということで、経費の削減のために改正するというふうにお聞きしました。この6時から10時まで、もともと管理していただいた際に委託料等もかかっていたと思います。また、電気代等の諸経費もかかっていたと思うんですが、減るであろう使用料との差額で、どのぐらいの增收、プラスを見込まれているんでしょうか。

委員長（田中圭介君）桑原健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（桑原良治君）8月21日の議員全員協議会のほうで、資料としまして行革の効果見込額ということで出させていただいたのが、令和8年度で175万6,000円という形になってございます。

それで、歳入歳出の効果額の内訳ですけれども、歳入の効果額としては、この使用料の歳入減ということで、マイナスの効果額として22万4,000円を上げさせていただいております。一方、歳出の効果額につきましては、こちらは夜間も開館しますので、施設管理を業者委託してございます。その委託料の減ということで198万円の効果額を見込んでおりまして、合計175万6,000円というふ

うな形になってございます。

なお、この効果額についてなんですかとも、先ほど議員おっしゃられた電気代等につきましては、当然効果額としてはあろうかと思うんですけれども、細かな算定のほうがちょっと難しいので、効果額としては算入のほうはいたしておりません。

以上です。

委員長（田中圭介君）ほかに質疑ありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）この点について若干お尋ねします。夜間の利用は少ないということではあるんですが、利用している団体、グループ等あると思うんですが、そういう方々には、この内容について十分周知して納得いただいているんでしょうか。

委員長（田中圭介君）桑原健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（桑原良治君）利用されている団体の方についてなんですかとも、令和6年度の使用状況を確認しましたら、町の執行機関を除けば、全部で6団体ございました。それで、この9月からなんですかとも、今この開館時間の見直しをちょっと行っておるというふうなところで、使用申込みに来られた際に説明を行ってございます。それで、ほとんどの団体については、夜間は使用しないから大丈夫ですよというふうな声をいただいているところです。

ただ、やっぱり夜間に使用されている団体様につきましては、なるべく早い段階で周知のほうさせていただきまして、特に隣接する公民館、こちらのほうが使用開始日の6か月前から受付を開始するということになってございます。ですから、4月の申込みについては、この10月から始まるというふうなところで、影響を受ける団体につきましては、もう9月に入ってから案内のほうをさせていただいているところです。

以上です。

委員長（田中圭介君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第44号 総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（田中圭介君）次に、議案第51号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第51号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（田中圭介君） 次に、議案第52号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第52号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（田中圭介君） 次に、議案第53号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第53号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（田中圭介君） 以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「10時33分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長

田中圭介